

信書便制度・事業説明会を松山市で開催

《「利用者向け」と「参入希望者及び事業者向け」の2部構成》

四国総合通信局(局長:川村 一郎)は、令和元年11月21日(木)、松山市の愛媛県県民文化会館で「信書便制度・事業説明会」を開催しました。

説明会は 信書便制度の利用促進を図ることを目的とするもので、信書便の利用が見込まれる地方自治体や企業・団体等を対象とする「利用者向け」と、既存の特定信書便事業者や信書便事業への参入に関心がある方を対象とする「参入希望者及び事業者向け」の2部構成で実施し、「利用者向け」説明会には17名、「参入希望者及び事業者向け」説明会には6名がそれぞれ参加しました。

「利用者向け」説明会では、最初に、信書便事業が取り扱う「信書の定義」や「信書の該当性」について、送達するものの具体的事例を挙げながら説明し、続いて、信書便事業の概要について、地方自治体で本庁・支所間における巡回サービスや電報類似サービスなどの活用事例を挙げながら説明を行いました。また、「参入希望者及び事業者向け」説明会では、特定信書便事業の申請から開始までの法手続き、事業開始後の手続きや定期報告などの遵守事項のほか、事業を円滑に行う上での注意事項について説明を行っています。

参加者全員を対象に行ったアンケートでは、「信書に該当性の具体例をもっと知りたい」といった意見のほか、「信書便サービスの形態や利用例が知りたい」といった信書便制度の利活用事例に関する意見が多く、今後実施する説明会の内容に反映させて充実することとしています。

四国総合通信局では、信書便制度をより一層理解していただくとともに信書便事業の利用促進を図るため、特定信書便事業者や関係する業界団体等と連携して、周知活動等に取り組んでいくこととしています。



説明者 島中 信書便監理官



説明会会場の様子①



説明会会場の様子②